

徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「センター」という。）が、センター以外の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）について、その取り扱いの方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(共同研究の要件)

第2条 この要領における共同研究は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす研究でなければならない。

- (1) 当該共同研究が、本県の農林水産業の振興並びに農林漁家の経営の安定化等に資する研究であること。
- (2) 当該共同研究を行うことにより、効率的かつ優れた成果が期待されること。
- (3) 共同研究を行おうとする者（以下「共同研究者」という）が、当該共同研究を実施するために必要な技術力等を有すると認められること。

(審査会の設置)

第3条 共同研究の実施については、別に定める共同研究審査会（以下「審査会」という。）で審査するものとする。

(共同研究の申込等)

第4条 共同研究者は、センターと共同研究内容について協議を行い、共同研究申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）をセンター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 所長は、申込書の提出を受けた場合は速やかに審査会に諮り、その諾否を決定し、共同研究者に通知するものとする。

(共同研究の経費)

第5条 共同研究を行うために必要な経費は、センターと共同研究者が、協議の上これを定めることができる。

(共同研究の契約締結)

第6条 共同研究を実施するときは、所長は共同研究者と共同研究に関する契約（様式第2号）（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

(共同研究の中止)

第7条 所長及び共同研究者は、天災その他やむを得ない理由により共同研究の継続が困難となったときは、協議の上、当該共同研究を中止することができる。

- 2 共同研究者は、前項により共同研究を中止しようとする場合は、あらかじめ共同研究中止承認申請書（様式第3号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 所長又は共同研究者は、共同研究の中止によりそれぞれが受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。
- 4 共同研究者は、正当な理由なく共同研究を一方的に中止する場合は、センターがそれまでに支出した経費の全部又は一部を納付しなければならない。

(共同研究の結果報告)

第8条 共同研究の終了後、研究担当課長及び共同研究者は協力して、その結果を速やかに共同研究結果報告書（様式第4号）に取りまとめ、所長に報告しなければならない。

(特許出願)

第9条 所長は、共同研究の結果、センターに属する職員及び共同研究者に属する研究員が共同して発明を行った場合には、共同研究者と共同して特許出願（以下「共同出願」という。）を行うこととする。ただし、センターに属する職員の当該発明についての特許を受ける権利は、徳島県職員の勤務発明等に関する規則（昭和41年徳島県規則第23号）に基づき、県が当該職員から承継するものとする。

- 2 県は、前項の共同出願を行おうとするときは、共同研究者との間で、特許権のそれぞれの持分その他必要な事項を定めた共同出願契約（様式第5号）を締結しなければならない。
- 3 共同出願に係る特許の出願等から登録及び維持までの一切の費用（弁理士及び弁護士等の代理人費用を含む。以下「出願費等」という。）については、前項において定められた持分に応じて負担することを原則とし、共同出願契約においてその取扱いを定めるものとする。
- 4 県は、共同研究者が前項に定める出願費等を負担しないときは、共同研究者が当該特許権の持分を放棄したものとみなすことができる。
- 5 県及び共同研究者は、共同研究の成果を利用し、独自に発明を行って特許出願を行おうとするときは、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

(優先的実施権等)

第10条 県は、共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）

に係る特許発明のうち、共有に係るもの（出願中を含む。）を、共同研究者の指定する者に限り、特許出願の日から5年を越えない範囲において優先的に実施させることができる。

- 2 県は、前項の規定にかかわらず、次の場合には優先実施の期間（以下「優先実施期間」という。）を短縮し、又は優先実施の許諾を取り消すことができる。
 - (1) 共同研究者又は共同研究者の指定する者が、優先実施期間の第2年以降において正当な理由なく当該特許を利用しないとき。
 - (2) 農林水産業の改良発達及び農林漁家の福祉の増進並びに公共の利益の観点から必要があると認められるとき。
 - (3) 実施に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- 3 県は、前項の規定により優先実施期間を短縮し、又は優先実施の許諾を取り消したときは、共同研究者及び共同研究者の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該特許発明の実施を許諾することができる。
- 4 県は、前項の規定により第三者に対し共有に係る特許発明の実施を許諾しようとするときは、当該第三者に対する許諾の可否及び条件について、共同研究者との協議の上、決定するものとする。

（実施料）

- 第11条 共同研究者又は共同研究者の指定する者は、県に承継された研究成果に係る特許発明を実施しようとするときは、県の承諾を得たのち、別に実施契約で定める実施料を県に支払わなければならない。
- 2 共同研究者は、共有に係る特許発明を実施しようとするときは、県に対し、別に実施契約で定める当該権利に係る県の持分に応じた額に相当する実施料を支払わなければならない。
 - 3 共有に係る特許発明について、共同研究者の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ県及び共同研究者に配分するものとする。

（研究成果の公表等）

- 第12条 所長及び共同研究者は、原則として共同研究に係る成果を公表できるものとする。ただし、双方いずれから公表しないよう申し出があった場合には、成果の全部又は一部を公表しないことができる。
- 2 所長及び共同研究者は、前項の規定により共同研究に係る研究成果を公表する場合には、あらかじめ相手方に通知の上、承諾を得なければならない。

（準用）

- 第13条 第9条から第12条までの規定は、実用新案権及び実用新案登録を受

ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、並びに育成者権及び品種登録を受ける権利について準用する。

(秘密の保持)

第14条 共同研究者は、共同研究遂行のためセンターから提供を受けた技術上の情報のうち、センターが特に秘密である旨を指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。

- 一 共同研究者の責によらず、公知の情報となったもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 センターから情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
- 四 センターから知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

(その他)

第15条 共同研究を研究員以外のセンター所属職員が担当する場合においても、この要領を準用する。

第16条 この要領に定めるもののほか、研究成果の取り扱いその他必要な事項については、所長及び共同研究者が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

共同研究申込書

年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所

氏 名

(主たる事務所の所在地及び名称)
並びに代表者の氏名

電話番号

徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

1 研究課題

2 研究目的

3 研究期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 研究内容及び役割分担等

研究内容	役割分担	研究場所	備考

5 共同研究に参加する研究員

所 属：
職・氏名：

6 研究経費

全経費 千円 (内共同研究者負担分 千円)

7 共同研究に使用する施設等

名 称	設置場所	形式・仕様	数量	備 考

(注) 4は研究内容毎に記載し、役割分担等を明確にすること。
6の研究経費は、年度毎の積算内訳を添付すること。

8 担当者の氏名、連絡先 (個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。)
氏名 ○○ 連絡先 ○○

別表第1

研究の分担

中 課 題	小 課 題	甲	乙
(1) □□に関する研究	① ○○の研究 ② △△の研究 ・ ・ ・	◎	○ ○
(2) ▲▲に関する研究	① ●●の研究 ② ▲▲の研究 ・ ・ ・	○	◎ ○

(注) 同一研究項目で両者が担当する場合、◎は主担当者、○は副担当者を示す。

別表第2

共同研究担当者

	担当する小課題	担当者の職・氏名
甲	○○の研究 ●●の研究	○○担当研究員○○○○ 〃 担当研究員○○○○
乙	△△の研究 ▲▲の研究	○○部○○課長○○○○ 〃 〃 課研究員○○○○ △△部△△課研究員△△△△

別表第3

経費の分担

	費 目
甲	旅費 試験研究費 賃金 消耗品費 役務費 借料及び損料 備品費 その他必要経費
乙	旅費 試験研究費 賃金 消耗品費 役務費 借料及び損料 備品費 その他必要経費

(様式第2号)

共同研究契約書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の各条に従い、「〇〇」に関する共同研究（以下「共同研究」という。）の実施及び成果の取扱いに関する契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、この契約書に定める事項を信義に基づき誠実に遵守し、両者が信頼関係をもって履行しなければならない。

(共同研究)

第2条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- (1) 研究課題 〇〇に関する研究
- (2) 研究目的 〇〇〇〇〇
- (3) 研究内容 □□に関する研究
▲▲に関する研究

(実施場所)

第3条 共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) □□に関する研究 〇〇市(郡) 〇〇町〇〇
徳島県立農林水産総合技術支援センター
〇〇研究課
- (2) ▲▲に関する研究 ■■市(郡) ■■町(村) ■■
▲▲▲▲▲

(実施期間)

第4条 共同研究の実施期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

(研究の管理及び分担)

第5条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を分担する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。
- 3 甲又は乙に属する研究員は、共同研究が終了するまでは、甲又は乙が提供した試験研究用資材等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(研究員等)

第6条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる者を共同研究に参加させるものとする。

(経費の分担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第3に掲げる経費を分担するものとする。

(研究成果の公表等)

第8条 甲及び乙は、原則として共同研究に係る成果を公表できるものとする。ただし、双方いずれから公表しないよう申し出があった場合には、成果の全部又は一部を公表しないことができる。

2 甲及び乙は、前項の規定により共同研究に係る研究成果を公表する場合には、あらかじめ相手方に通知の上、承諾を得なければならない。

(特許出願等)

第9条 甲又は乙は、共同研究の成果を利用して、甲又は乙に属する者が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

第10条 共同研究に基づく共同出願を行おうとするときは、徳島県知事と乙は別に定める共同出願契約を締結するものとする

2 甲及び乙は、共同出願契約で定めるそれぞれの権利の持分に応じ、共同出願に係る特許権の取得及び管理に要する費用(以下「出願費等」という。)を負担するものとする。

3 甲は、乙が前項に定める出願費等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の持分を放棄したものとみなし、乙は甲に譲渡する旨を記載した証書を提出するものとする。

(実施料)

第11条 乙又は乙の指定する者は、甲に承継された特許発明を実施しようとするときは、甲の承諾を得たのち、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 乙は、共有に係る特許発明を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める当該権利に係る甲の持分に応じた額に相当する実施料を甲に支払わなければならない。

3 共有に係る特許発明について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ甲及び乙に配分するものとする。

4 前三項の規定は、出願中の特許について準用するものとする。

(準用)

第12条 第9条から第11条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに育成者権及び品種登録を受ける権利について準用するものとする。

(共同研究の中止)

第13条 甲及び乙は、天災その他やむを得ない理由により共同研究の継続が困難となったときは、協議の上、当該共同研究を中止することができる。

2 乙は、前項により共同研究を中止しようとする場合は、共同研究を中止することについて、あらかじめ共同研究中止承認申請書(様式第3号)を甲に提出し、承認を受けなければならない。

3 甲又は乙は、共同研究の中止により甲又は乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(共同研究の結果報告)

第14条 共同研究の終了後、甲に属する研究担当課長及び乙は協力して、その結果を速やかに共同研究結果報告書(様式第4号)に取りまとめ、甲に提出するものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく共同研究を一方的に中止又は甲が中止したとみなした場合
 - (2) 乙に共同研究の継続に係る重大な信用失墜行為があると認められる場合
 - (3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙は、甲がそれまで負担した経費の全部又は一部を甲に納付しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、共同研究遂行のために共同研究者から提供を受けた情報のうち、甲又は乙が特に秘密である旨を指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。

- (1) 共同研究者の責によらず、公知となった情報
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 情報入手した時点で、既に保有していた情報
- (4) 独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報

(協議)

第17条 この契約に定めるもののほか、研究成果の取扱いその他必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保管する。

○年○月○日

甲 徳島県名西郡石井町石井字石井1660
徳島県立農林水産総合技術支援センター
所長 ○○○○ 印

乙 ■■■県■■■市（郡）■■■町（村）■■■
▲▲▲▲▲
氏名 ●●●● 印

(様式第3号)

年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所
氏 名

(主たる事務所の所在地及び名称)
並びに代表者の氏名

共同研究中止承認申請書

●●年■月▲▲日付契約の共同研究を中止したいので、徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 研究の課題
- 2 中止の理由
- 3 中止の時期
- 4 担当者の氏名、連絡先 (個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。
氏名 ○○ 連絡先 ○○

(様式第4号)

事務連絡
年 月 日

農林水産総合技術支援センター所長 殿

農林水産総合技術支援センター
〇〇研究課長

〇 〇 〇 〇 〇 〇
(共同研究代表者)

共同研究結果報告書

●●年■月▲▲日付契約共同研究が終了したので、徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 研究課題
- 2 共同研究の担当名及び担当者名
(センター) 〇〇担当 ●●
(共同研究者) 〇〇担当 ●●
- 3 研究実施年度
- 4 研究結果

(様式第5号)

共同出願契約書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が共同で実施する発明の共同出願及び特許権の取得に関し、次のとおり契約を締結する。

(特許権の共有及び持分)

第1条 甲及び乙は、次の発明（以下「本発明」という。）に係る特許権の設定登録後においては特許権を共有するものとする。

(1) 発明の名称

(2) 発明の内容

(3) 特許権の持分 甲 % 乙 %

(特許料等)

第2条 甲及び乙は、共同出願に係る特許の出願等から登録及び維持までの一切の費用（弁理士及び弁護士等の代理人費用を含む。以下「出願費等」という。）を、前条に定める持分に応じて負担するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める出願費等を負担しないときは、乙が当該権利に係る自己の持分を放棄したものとみなし、放棄された持分を無償で継承することができるものとする。

(発明の実施)

第3条 乙又は乙の指定する者は、甲に承継された特許発明を実施しようとするときは、甲の承諾を得たのち、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 乙は、共有に係る特許発明を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める当該権利に係る甲の持分に応じた額に相当する実施料を支払わなければならない。ただし、非営利の研究目的で当該特許発明を実施するときは、実施料の支払は不要とするものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第4条 甲及び乙は、甲及び乙以外の者（以下「第三者」という。）に対し、本発明の実施を許諾するときは、相手方の同意を得るものとする。

2 共有に係る特許権等について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ甲及び乙に配分するものとする。

(協議)

第5条 この契約に定めるもののほか、本発明の取り扱いその他必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保管する。

○年○月○日

甲 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県
徳島県知事 ○ ○ ○ ○ 印

乙 ■■■市(郡) ■■■町(村) ■■■
▲▲▲▲▲
氏名 ●●●● 印